

◆書評◆

ホーン川嶋瑤子著

『アメリカの社会変革
人種・移民・ジェンダー・LGBT』

(筑摩書房 2018年 ISBN:978-4-480-07110-1 940円+税)



中村 雅子

(桜美林大学 リベラルアーツ学群)

著者であるホーン川嶋瑤子氏の『女たちが変えるアメリカ』（1988年、岩波新書）を桜美林大学国際学部の「アメリカの女性」という授業で学生たちと読んでから、もう30年近く経つと思うと、とても感慨深い。この30年で、アメリカ合衆国は2008年に初の黒人大統領を生み、8年後の2016年にはもう一歩で女性大統領が生まれるところまで来た。「おわりに」によると、著者は本書を「ヒラリー・クリントン当選をもって…完結させようと考えていた」とのことだが、実際に大統領になったのは「まさかの」トランプ。なぜそんなことが起きたのか、そして、この大統領のもとで何が起きているのか。アメリカ社会は変わってきたはずなのに、変わっていなかったのか。その分析に、人種、移民、ジェンダー、LGBTという切り口で挑んだのが本書である。

本書はまず第1章「人種と移民」でその歴史を総括し、平等への長い闘いの道と、それが今再び前線化している状況を描いている。第2章「女性たちが牽引した社会変革」では、「女性革命」、政治力の拡大、労働

市場への進出、テクノロジー、生殖、セクシュアリティ、「あたらしい知」等のトピックが取り上げられている。第3章「LGBTの平等要求運動の勝利」では、セクシュアリティとジェンダーの多様性、同性愛と同性結婚、平等要求運動、トランスジェンダーの運動と理論が分析される。第4章がまさに本書執筆の動機となった「オバマからトランプへ」の移行であり、「激震はどこに向かうのか」という副題が付いている。アメリカの政治制度にかなりの紙幅が割かれているのは、現状の考察には、トランプが一人で政治をするわけではないという、その理解が必須であるとの判断からだろう。

著者は日米両国に足場を置いて教育と研究に携わり、国際学術誌『日米女性ジャーナル』および*US-Japan Women's Journal*の創刊編集長もつとめた、女性学研究の第一人者である。アメリカのフェミニズムの理論の紹介とともに、現状分析では主として労働や高等教育の分野で執筆活動をしてきた著者が、本書の課題にこたえるために、これまでの枠を大きく越えて「人種と

移民」という視角からの歴史的分析を行ったことは注目に値する。

評者はアメリカ教育史が専門であり、特にマイノリティ教育の思想と歴史を研究している。また、1950年代以降のアメリカの「教育と文化における平等と公正」の問題にも関心を持っている。ジェンダーと人種・エスニシティは、ともに「アメリカ人」のアイデンティティを考える場合に重要な切り口であるが、この両方のパースペクティブがどこでどう交わり、どこでやはり距離があるのか、ということも考えつつ、本書を興味深く読んだ。

1980年代にコーネル大学に留学していたときにラジオで聞いたことが今でも記憶に残っている。「女が兵士として戦えなかったからベトナム戦争だって負けたのよ」（やや不本意に女性言葉で訳したが）という発言だ。こういうフェミニストもいるのかとその時は驚いたが、本書で2016年に女性兵士の戦闘参加が完全解禁されたというを読むと隔世の感がある。それでも、男性が支配してきた（女性の声が反映されてこなかった）社会に女性が「平等に」「同じ割合で」入っていくことは、社会の変化ではあっても、変革されたことには必ずしもならないのではないか。女性であることを理由に門戸が閉ざされることはあってはならないが、そのうえでその先のことをどう構想できるかが課題になると思う。これまで声が聞かれてこなかった人々の声が聞かれることによって、社会はどう変わらうのか。それぞれの集団の「自由」獲得の努力が相補的に実現する社会はどう構想されうのか。その点で、著者が肯定的に

述べている「多様性の価値化」について、評者は違和感をもっている。それが「平等」から微妙に焦点をずらした妥協点であるように思えるからだ。その妥協こそ、アメリカ社会の変革をあいまいにしてきたものではないだろうか。

ひとつの例は「多様な」という形容詞の使われ方である。1960年代にマイノリティや貧困層の子どもは文化的に「剥奪されている」とか「異なっている」ととらえられ、それに応じた補償教育プログラムが用意された。かれらはいま「文化的に多様な子ども」(culturally diverse children)と呼ばれている。その「多様な子ども」の中には白人中産階級の子どものは入っていない。つまり、ここでは diverse は deprivation や difference の婉曲表現になっているのだ。

もうひとつの例は、著者も指摘しているが、「多様性」がアフーマティブアクション（以後AA）を正当化する理由とされてきたことである。1978年のバッキ判決で多数派意見を書いたパウエル判事が「過去の差別による不遇の是正のために人種を考慮することは認められるか」という憲法修正第14条に関わる判断を避けて、人種の考慮を認める唯一の根拠を憲法修正第1条の「学問の自由」の範疇である「多様性の尊重と確保」に求めたところからそれは始まっている。2003年にはミシガン大学ロースクールの入学選抜におけるAAを認めたグルッター判決でオコーナー判事がこの判断を踏襲している。

同日に示されたグラッツ判決では同大学学芸学部での選抜方式が違憲とされたが、それに反対意見を書いたのが、上述の

オコーナーに続いて連邦最高裁史上二人目の女性判事として1993年に任命されたギンズバーグである。AAを支持する理由として、彼女は一般的な「多様性」ではなく「過去の差別の是正」を前面に出して議論を展開している。公的機関によるどのような人種の分類も不当とするのは、長い間法律で強制してきた差別の痕跡から解放された時に初めて妥当となることであり、その実現からはまだ遠い現状では、その改善のために公的機関は「カラーコンシャス」でなくてはならないというのが彼女の主張である。ここで思い起こしておきたいのは、1954年のブラウン判決では教室の「多様性」の確保が判決の根拠であったわけではなく、法で定められた人種隔離の不当性が断罪され、是正が命じられたことである。

本書の、特に第4章における「進歩的オバマ」対「反動的トランプ」という枠組みは、わかりやすくはあるが分析の甘さも招いている。オバマが推進したRTTT (Race To The Top) という教育政策がブッシュ政権よりさらに新自由主義的教育改革を推し進め、公教育の崩壊とも言える事態を招い

たことが視野に入っていないのも残念な点である。それをさらにトランプが引き継いでいるわけだが、このこととかかわって、新自由主義教育改革に対する教職員組合のストが各地で勝利をおさめていることはトランプ時代における変革の力のひとつとして注目しておきたい。

「多様性の価値化」の進行によって、第3章でとりあげられているLGBTの平等要求運動など、この30年間により多くの人々が「自由」になったことは確かであろう。しかし、トランプ大統領のもとで「これまで表に出てこなかったアメリカの諸面も見えてきた」と著者が述べる「諸面」を覆い隠してきたのも「多様性」の呪文ではなかったろうか。そして、トランプ時代の危機とは、いかにもリベラルな妥協点であった「多様性の価値化」さえもが投げ捨てられつつあることだと評者は考える。

『女たちが変えるアメリカ』からの30年間を振り返りつつ、本書を学生と読み進めるとしたら、この「多様性」について、より丁寧に、批判的に分析することを課題としたいと思う。

(掲載決定日：2019年5月29日)